

1 事業所の名称等

(1) 施設の概要

- ① 施設の種類 小規模型事業所内保育所
- ② 名 称 キッズつぼみ
- ③ 所 在 地 登米市登米町寺池馬場塚 7 7 7
- ④ 定 員 1 2 名
- ⑤ 管 理 者
- ⑥ 建物の構造 鉄骨造 2 階建（保育所は 1 階のみです）
- ⑦ 保育室等 乳児室（3 4、3 2 m²）、
1 歳児室、2 歳児室（1 4 6、5 1 m²）、調理室（6、6 8 m²）、
調乳室（4、5 9 m²）、トイレ（1 0、9 6 m²）、
事務スペース（1 7、7 6 m²）、更衣室（4、3 3 m²）
- ⑧ 屋外遊戯場 キッズつぼみ敷地内
- ⑨ 認可日（保育事業開始日） 平成 2 8 年 3 月 1 1 日認可（平成 2 8 年 4 月 1 日開業）

(2) 設置者

- ① 設 置 者 社会福祉法人 恵泉会
- ② 住 所 登米市迫町佐沼字江合三丁目 1 6 番地 2
- ③ 電 話 番 号 0 2 2 0 - 2 2 - 1 1 6 0

2 事業の目的及び運営の方針

- (1) 当所は、保育を必要とする乳児及び幼児を日々受け入れ、保育事業を行うことを目的とします。
- (2) 当所は、法令等を順守し、事業を実施するものとします。
- (3) 当所は、保育所保育指針（平成 3 0 年 4 月 1 日より適用）に準じ事業所内保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供するものとします。

3 提供する保育の内容

- ・ 特定地域型保育

4 職員の配置状況

職名	人数	職名	人数
管理者	1	栄養士	1 以上
保育士	4 以上	調理員	1 以上
		事務員	1 以上

5 保育を提供する日

保育を提供する日は月曜日から土曜日までです。

ただし、日曜日及び祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで）は休所となります。

6 保育を提供する時間

次の時間帯のうち保育を必要とする時間

	開所時間	保育標準時間利用時間帯	保育短時間利用時間帯
月曜日から 土曜日	7時30分から 18時30分	7時30分から 18時30分	9時00分から 17時00分

7 利用料金

（1）特定地域型保育に係る利用者負担（保育料）

①保育料

支給認定証の発行を行った市町村が定める利用者負担額（月額）

②支払方法

翌月4日に申し出された口座より引き落とし

（2）保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

個人で使用する物（保育所で一括購入する物）に係る費用・・・実費

8 利用にあたっての留意事項

（1）（告知・報告）

保護者は、保護者の乳幼児の安全かつ適切な保育を確保し健全な発育を図るため、乳幼児の生育歴、家庭環境、健康状態等保育上必要な事項を当所に告知していただきます。併せて、保護者と当所は、乳幼児の健全な発育を図るため、乳幼児の日々の健康状態及び保育状況等について、相互に緊密な連絡に努めます。

（2）（保育不可日）

当所では、次の各号のいずれかに該当する場合は、乳幼児の保育を行わないことがあります。

ア 乳幼児が伝染性の病気で、他の乳幼児に伝染するおそれがあるとき。

イ 乳幼児が病気等で健康を損ない、通常の保育が困難であるとき。

ウ 災害の発生、または発生のおそれがあり、危険が想定されるとき。

（3）（不正行為への対応）

当所では、保護者が偽りその他の不正な行為によって地域型保育給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付して登米市に通知いたします。

9 利用の終了・契約解除に関する事項

当所は、以下の場合には保育の提供を終了する場合があります。ただし、第1号に該当する児童が特例給付の対象となる場合については、登米市と協議のうえその取り扱いを決定するものとします。

- (1) 利用乳幼児が満3歳に達した年度の3月31日を経過したとき
- (2) 保護者が支給認定要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）を受け、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

10 嘱託医

当園では、以下の医療機関を嘱託医（かかりつけ医）としています。

(1) 内科（小児科）

- ① 医療機関の名称 小出医院
- ② 所在地 登米市登米町日野渡内ノ目 329-1
- ③ 電話番号 0220-52-230

(2) 歯科医

- ① 医療機関の名称 おおさか歯科医院
- ② 所在地 登米市中田町宝江黒沼字浦 70-1
- ③ 電話番号 0220-34-6668

11 健康診断

登米市市条例に基づき、定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて実施します。

12 児童に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額

(1) 賠償責任保険

幼稚園賠償責任保険	施設所有者	対人	1事故	1億円
			1名	10,000千円
			対物	1,000千円
	生産物	対人	1事故	1億円

13 苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先

- ① 受付担当職員 保育士
- ② 解決責任者 管理者
- ③ ご利用時間 月曜日から金曜日 8:30～17:00
- ④ 電話番号 0220-23-7308

14 緊急時の対応

保育中に、乳幼児の健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、乳幼児の保護者の方があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡します。また、嘱託医又は乳幼児の主治医に相談する等の措置を講じます。

保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当所が責任を持って、しかるべき対処を行いますので、あらかじめ御了承願います。

15 非常災害時の対応

非常災害に関する具体的な計画を立て、それらを定期的に職員に周知するとともに、避難及び消火、救出その他必要な訓練を実施しています。

①避難及び消火の訓練を実施しています。

②防災設備

スプリンクラー、消火器、非常持出袋（非常食・飲料水・おむつ等）

16 保育日課

デイリープログラム

時 間		活 動
7 : 3 0	保育開始	挨拶・視診・所持品始末
	順次登所	保護者より保育士に連絡等
	自由遊び	室内遊び
9 : 4 5		排せつ 手洗い
10 : 0 0	おやつ	
	クラス別保育	朝の会
		指導計画に基づいた保育 (製作・運動遊び・表現遊び等)
11 : 1 5	昼食準備	11 : 1 5 より
	昼食	(子どもの状態に合わせて提供)
	午睡	
	目覚め	排せつ 手洗い
15 : 0 0	おやつ	
		帰りの会
16 : 0 0	自由遊び	
	順次降所	・保育士より保護者に連絡等
18 : 3 0	保育終了	

17 年間行事予定

月	主 な 行 事
4 月	クッキング
5 月	はじめましての会
6 月	光風園交流会 お楽しみ会 水遊び開始 個人面談
7 月	七夕会 事業所内交流会
8 月	遠山荘・恵はあと合同夏祭り
9 月	光風園交流会 保育参観
10 月	事業所内交流会 お楽しみ会（ハロウィン） 運動会 恵はあととの交流会

1 1 月	三施設交流会 警察署訪問
1 2 月	クリスマスお遊戯会 遠山荘との交流会
1 月	お楽しみ会
2 月	お楽しみ会
3 月	ひな祭り会（遠山荘・恵はあと交流会） 大きくなったね会
毎 月	身体重測定
その他	・畑活動 ・プランター栽培 ・園外遊び

・内科検診・・・4月、10月

・歯科検診・・・6月、11月

・個人面談・・・6月

・尿検査・・・5月、10月

*誕生会は利用者様の誕生日に実施

18 ご利用にあたって

(1) 利用開始の際に用意していただくもの（書類）

・乳幼児生活調査票 ・個人面談票 ・お子さんの食事について

・個人情報の使用に係る同意書 ・利用契約書 ・施設利用同意書

*準備物については入所のしおりに記載

(2) 毎日持参いただくもの

・登所用バック ・連絡帳 ・着替えの補充

・食事（おやつ）用スタイ（必要に応じて）・ガーゼハンカチ（0歳児）

(3) その他の留意事項

1. 災害時の対応について

2. 感染症について

3. 薬の取り扱いについて

4. アレルギーの対応について

当所における保育・教育の提供を開始するにあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

施設名：キッズつぼみ

所在地：登米市登米町寺池馬場塚 7 7 7

説明者職名：管理者

私は、書面に基づいて事業所内保育事業 キッズつぼみの利用にあたっての重要事項の説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

保護者住所 :

乳幼児氏名 :

保護者氏名 : 印

乳幼児から見た続柄 :